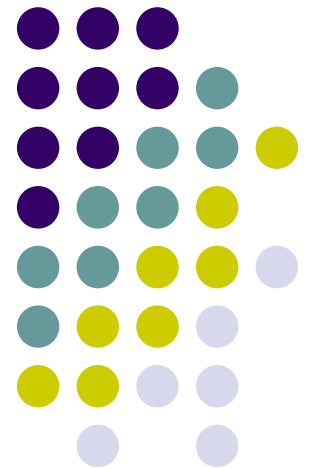


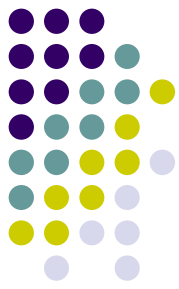
弁護士に依頼すると こんな利点があります！

弁護士に依頼するかどうか迷っている
あなたへ！！

弁護士に依頼した場合の債務整理・個人再生・自己破産申立の3つの利点をご紹介します。



1. 弁護士の代理権には140万円の制限はありません。



- 弁護士の代理権には金額の制限がありません。ですから、どんな金額の事件でも代理人として交渉することができます。
- 弁護士以外の者が、報酬を得て代理交渉するのは、非弁行為として処罰の対象になります。認定司法書士はその例外ですが、認定司法書士には簡易裁判所の管轄の範囲内での代理権がありません。このため、140万円を超える債務整理は、弁護士にしかできません。

例えば・・・

- ① Aさんは1社しか借入がありませんが借金が300万円です。この場合、利息制限法に引き直して残債務が150万円になった場合、弁護士なら交渉ができますが、弁護士以外の者は交渉できません。
- ② Bさんは300万円の借入があります。この場合、利息制限法に引き直して、逆に過払金が150万円になった場合、弁護士なら返還交渉ができますが、弁護士以外の者は交渉できません。





2. 個人再生・破産の申立の代理

地方裁判所で処理される自己破産や個人再生の代理は、弁護士以外は扱えません。

- ・ 弁護士の代理権には原則として制限がありません。ですから、地方裁判所で行われる事になっている自己破産や個人再生の申立代理も行うことができます。
- ・ 弁護士以外の者が自己破産や個人再生の申立を代理申請しても、受理されません。例えば、認定司法書士には簡易裁判所で扱う事件の代理権しかありませんので、自己破産や個人再生の申立代理を行うことはできません。ですから書面を作成してもらっても、申立は、本人が行わなければなりません。また、破産債権者や再生債権者との交渉も弁護士にしかできないことになります。
- 個人再生を申し立てるとき、住宅資金特別条項(住宅ローンを支払いながら他の債務を圧縮する方法)を使って、住宅ローンの支払方法を変更する銀行との交渉は弁護士だけが行えます。
- 再生手続で、本人が申し立てる場合、必ず再生委員が選任されます。再生委員の費用は最低15万円が発生します。弁護士に依頼する場合、原則として再生委員の費用は発生しません。

3. 弁護士会では、弁護士による クレ・サラ無料相談を行っています。



- 個人再生・破産・任意整理・特定調停など各種ある中から最も相談者の方の事案に適した方法を選ぶことができるよう、専門の弁護士が直接相談に応じます。

弁護士会各支部の相談は無料です。
沼津TEL055-931-1848
静岡TEL054-252-0008
浜松TEL053-455-3009
(電話で相談予約を承っております。)

- 依頼する費用が心配・・・
 - ・所得の少ない人には法律扶助という援助が受けられます。
 - ・取引履歴が長期(7~8年)にある場合、過払金で費用をまかなえることがあります(個人の取引内容によって異なりますので専門家にご相談下さい)。
 - ・着手金分割支払いの相談に応じる弁護士がいます。
(但し事務所によって異なります)。
 - ・弁護士費用の目安は、
債務整理:1件2~4万円、
破産申立:20万円~30万円。
(但し事務所によって異なりますので、実際に依頼する場合は、事前にお確かめ下さい)

